

## ●負担限度額第4段階の方の特例〈課税層に対する特例減額措置〉

2人以上の世帯<sup>(※1)</sup>において、介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設へ入所(ショートステイは対象外)し、下表の要件をすべて満たす場合には、申請により第3段階②の負担限度額が適用されます。詳しくは区役所保険年金課にお問い合わせください。

特例減額措置の対象要件	特例減額措置の内容
①第4段階の食費・部屋代を負担すること ②世帯の公的年金等収入額 <sup>(※2)</sup> とその他の合計所得金額 <sup>(※3)</sup> の合計から施設の利用者負担(自己負担、食費・部屋代の年間見込額)を除いた額が80万円以下であること ③世帯の預貯金等の合計が450万円以下であること ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは部屋代、またはその両方について、第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯…配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。また、施設入所により世帯が分かれた場合も同一世帯とみなします。

※2 公的年金等収入額…**情-7** ページ「保険料について」の※2を参照してください。

※3 その他の合計所得金額…**情-7** ページ「保険料について」の※3を参照してください。

## 食費・部屋代の差額の払戻し

介護保険負担限度額認定証を、やむをえず施設へ提示できず、「負担限度額」を超えて、「国の定める基準費用額」を超えない金額で支払いをした場合には、申請に基づき、差額の払戻しを受けることができます。詳しくは区役所保険年金課にお問い合わせください。

※「負担限度額」及び「国の定める基準費用額」については**情-35** ページの表を参照してください。

※支払った金額が「国の定める基準費用額」を超える場合は、差額の払戻しができません。

また、施設への支払いから2年を過ぎると申請ができなくなりますので、ご注意ください。

## 【差額支給の申請時に必要なもの】

・介護保険証 ・食費・部屋代の領収書 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・振込先口座の確認ができるもの

## 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険(「国民健康保険、健康保険組合などの社会保険(以下「被用者保険」といいます。))、「後期高齢者医療制度」と、「介護保険<sup>(※1)</sup>」の自己負担の1年間の合計額が高額となった場合に、定められた自己負担上限額を超えた分が支給される制度です。

支給を受けるためには、加入されている医療保険の窓口<sup>(※2)</sup>で申請手続きをする必要があります(申請の際、領収書の提示は不要です)。詳しくは、加入されている医療保険にお問い合わせください。

※1 介護予防・生活支援サービス事業の利用による自己負担も一部対象となります。

※2 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、窓口が区役所保険年金課になります。

## 高額医療・高額介護合算制度における世帯の自己負担上限額

8月1日～翌年7月31日の12か月間の合計

所得区分	計算期間の前年の所得 (基礎控除後の総所得金額等)	国民健康保険に 加入されている 70歳未満の方等	所得区分	国民健康保険に 加入されている 70~74歳の方	後期高齢者 医療制度に 加入されている方
ア	901万円超	212万円	現役並み所得者Ⅲ	212万円	
イ	600万円超901万円以下	141万円	現役並み所得者Ⅱ	141万円	
ウ	210万円超600万円以下	67万円	現役並み所得者Ⅰ	67万円	
エ	210万円以下	60万円	一般	56万円	
オ	市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	
			低所得者Ⅰ	19万円	

●所得区分及び自己負担額について、詳しくは加入している医療保険の窓口までお問い合わせください。

●同じ世帯でもそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

●被用者保険に加入している方は、加入されている健康保険にお問い合わせください。

●低所得者Ⅰ区分の世帯で介護サービス費等の利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の自己負担上限額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された自己負担上限額の「世帯で31万円」で計算されます。